

## 輸出される食品等に関する証明書発行事務規程

### 農林水産事務次官依命通知

制 定	平成24年	4月	1日	23食産第3861号
一部改正	平成24年	10月	11日	24食産第3021号
一部改正	平成25年	3月	1日	24食産第5566号
一部改正	平成25年	9月	5日	25食産第975号
一部改正	平成27年	9月	18日	27食産第2354号
一部改正	平成30年	7月	24日	30食産第1920号

### 目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	発行事務（第3条－第7条）
第3章	雑則（第8条）
	附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、我が国からの食品等の輸出に際して輸出先の国又は地域（以下「輸出先国等」という。）が求める証明書に関し、農林水産省（内閣府を含む。）が行う発行事務について必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）証明書 輸出先国等に提出するための次のア又はイに掲げる証明に係る書面をいう。

ア 輸出される食品等が、我が国で生産又は加工され、国内で問題なく流通している食品等であることの証明

イ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生に伴い、輸出先国等が求める次の（ア）から（エ）までに掲げる証明

（ア） 日付証明 （輸出される食品等が、平成23年3月11日より前に生産又は加工されたことを証明することをいう。）

（イ） 産地証明 （輸出される食品等が、輸出先国等が指定する地域以外で生産又は加工されたことを証明することをいう。）

（ウ） 放射性物質検査証明 （輸出される食品等から検出される放射性物質が、輸出先国等が定める基準値を超えていないことを証明することをいう。）

（エ） （ア）から（ウ）までに掲げるもののほか、農林水産省食料産業

局長（以下「食料産業局長」という。）が定める証明

- (2) 食品等 輸出先国等が求める証明書の対象としている食品、飼料その他の品目をいう。
- (3) 地方支分部局 別表の左欄に掲げる農林水産省の地方支分部局及び内閣府沖縄総合事務局をいう。

## 第2章 発行事務

（証明書の発行者）

第3条 この規程による証明書を発行することができるのは、別表の左欄に掲げる地方支分部局の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者（以下「地方農政局長等」という。）とする。ただし、地方農政局長等が証明書を発行することが適当でないと食料産業局長が認める特別な事情がある場合においては、食料産業局長は、証明書を発行することができるものとする。この場合において、食料産業局長は、地方農政局長等に、証明書の発行に係る決裁を委任することができるものとする。

- 2 前項ただし書の場合には、次条、第5条第1項及び第6条の規定を準用する。
- 3 第1項ただし書の場合には、証明書の発行に係る公印等（農林水産省公印規則（昭和30年農林省訓令第7号）第9条の「公印等」をいう。）の保管に関する事務を所掌する課は、地方農政局長等が定めるものとする。

（申請者の範囲等）

第4条 地方農政局長等に証明書の発行を申請することができる者の範囲は、当該地方支分部局の管轄区域において生産若しくは加工され、又は流通する食品等を輸出しようとする者及び当該管轄区域内に事務所を有する者とする。ただし、食料産業局長が別に定める場合にあつては、この限りでない。

（証明書の発行等）

第5条 地方農政局長等は、前条の規定により申請された書類（以下「申請書類」という。）の内容を審査した結果、輸出先国等の規制に適合していると認めたときは、証明書の発行を行う。

- 2 証明書を発行する食品等の範囲及び証明書等の様式については、食料産業局長が別に定める。

（証明書の発行の停止等）

第6条 地方農政局長等は、次のいずれかの場合に該当するときは、食料産業局長と協議の上、当該申請を行った者に対する証明書の発行停止、又は取消しができる。

- (1) 申請書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合
- (2) 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している者からの申請又はこの者と実質的に同一の者が経営しているとみなされる事業者等からの申請で

- あつて、当該申請を行った者に証明書を発行した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合
- (3) その他相当の理由があると認められる場合

(証明書の発行状況の報告)

第7条 地方農政局長等は、証明書の発行状況を食料産業局長が別に定めるところにより、食料産業局長に報告する。

### 第3章 雑則

(実施細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、証明書の発行事務の実施に関し必要な事項は、食料産業局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年10月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年9月5日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この改正の施行前に改正前の第4条第2項の規定により次の表の左欄に掲げる者に対してした証明書の発行の申請であつて、この改正の施行の際に第5条第1項の規定に基づく当該証明書の発行がされていないものについては、改正後の第4条の規定により同表の右欄に掲げる者に対してした申請とみなす。

関東農政局の千葉地域センターの長	関東農政局長
関東農政局の東京地域センターの長	
関東農政局の横浜地域センターの長	
関東農政局の静岡地域センターの長	
近畿農政局の大阪地域センターの長	近畿農政局長
近畿農政局の神戸地域センターの長	
九州農政局の福岡地域センターの長	九州農政局長

別表（第2条、第3条、第4条及び第7条関係）

地方支分部局	証明書の発行者
各地方農政局	地方農政局長
北海道農政事務所	北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局	内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

附 則

この改正は、平成30年7月24日から施行する。